

●香川県告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成17年香川県告示第390号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年1月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 施行者の名称
丸亀市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中讃広域都市計画道路事業 3・2・101 中津土器線
- 3 事業施行期間
平成17年6月17日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし